

再生可能エネルギーファンド事業者にかかる事案に対する飯田市の対応について

市民協働環境部 環境モデル都市推進課

1. 対象事業者

おひさまエネルギーファンド株式会社

2. 財務省関東財務局からの行政処分について

(1) 処分事由

平成 26 年 5 月に関東財務局から業務改善命令が発出され、同年 6 月、再発防止のための改善策を記載した報告書が提出されているが、今回の調査で以下の問題が認められたため。

- ① 前社長単独で資金管理業務が行われていたこと。
- ② 出資金と営業者固有の財産を区分した経理が行われていなかったこと。
- ③ 前社長が出資金の一部が入金されている営業口座から私的費消していたこと。

(2) 処分内容（9 月 28 日付処分）

①業務停止命令

金融商品取引業のすべての業務（顧客取引の結了のための処分を除く）を、平成 30 年 9 月 28 日から同年 12 月 27 日まで停止すること。

②業務改善命令

- ア) 責任の所在を明確にし、発生原因を究明し、改善対応策を策定実行すること。
- イ) 本行政処分内容及び改善対応策について、すべての顧客を対象に適切な説明を行い、説明結果を報告すること。
- ウ) 前代表取締役による出資金の私的費消については調査を実施し、責任の所在を明確にするとともに、私的費消した出資金がファンド財産に適切に返還される対応を取ること。
- エ) 顧客からの問い合わせに対して誠実かつ適切に対応するとともに、投資者間の公平性に配慮しつつ、投資者保護に万全の措置を講ずること。
- オ) 上記について、平成 30 年 10 月 29 日までに、進捗状況と対応結果について報告し、以降も随時報告すること。

(3) 対応状況

- ①業務改善命令に基づく対応が行われている。
- ②私的費消については、既に返済され、前社長の持株も解消された。また、前社長はファンド社を含む一切の会社経営から退任し、役員体制も一新された。

3. 飯田市との関連性

- (1) ファンド社が行う太陽光発電事業に対し、飯田市では公共施設の屋根貸し契約（行政財産の目的外使用許可に基づく 20 年間の契約）により、市民協働による太陽光発電事業を支援している。
- (2) ファンド社をはじめとしたグループ企業の中核であるおひさま進歩エネルギー株式会社を指定管理者として指定し、旧飯田測候所の管理運営業務を行わせている。

4. 飯田市の対応

- (1) ファンド社からは、今回の処分に至った経過、今後の体制、処分に対する対応等について説明を求め、聞き取りを行った。
- (2) 契約、協定に基づく業務遂行については、遅滞状況になく、かつ、問題等生じていないことから、現時点では、契約・協定を継続することとする。
- (3) (1)、(2) を踏まえて、飯田市としてはファンド社と関連する事業は引き続き継続する。ただし、ファンド社の今後の事業運営に対しては、協議中の改善対応策を共有しつつ、再発防止に向けて、必要に応じて事業運営状況等の情報提供を求めていく。
- (4) 旧飯田測候所の指定管理運営業務については、指定管理者が処分を受けていないため、管理運営業務は継続する。ただし、関連会社が処分されたことを踏まえ、指定管理者として管理運営業務が問題なく良好に遂行されるよう、一層の監理を行っていく。